

さとうきびの品目別経営安定対策

気になるQ & A 10問

平成21年3月現在

- Q 1 共同利用組織での共同作業や作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限られますか？
- Q 2 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？
- Q 3 さとうきびを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？
- Q 4 作業受委託の報酬は労働や物品等の金銭以外のもので支払ってもよいですか？
- Q 5 さとうきびの刈倒しのみを委託した場合や、さとうきびをほ場から搬出する作業のみを委託した場合でも、収穫作業を委託したことになりますか？
- Q 6 集中脱葉施設の利用者は、収穫作業を委託したことになりますか？
- Q 7 株出管理とは、具体的にどのような作業を指しますか？
- Q 8 基幹作業の受託者が、オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により受託した基幹作業を行えず、当該受託者に基幹作業を委託した者が、基幹作業を委託する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？
- Q 9 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、一定の収穫面積を有する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？
- Q 10 農業高校や試験場、PTAは、交付金の交付対象者になれますか？

Q 1 共同利用組織での共同作業や作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限られますか？

共同利用組織による共同作業や作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限らず、手作業などでも構いません。

また、機械を使う場合であっても、ハーベスタや株出管理機といった特定の機械を使うといった制限はありません。

Q 2 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？

基幹作業を委託することにより対象要件を満たすためには、その作業を受託した生産者・生産組織が一定の収穫面積を有すること等の受託者としての要件を満たすことが必要となりますが、斡旋による受委託については、斡旋を受けて実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が受託者としての要件を満たす必要があります。

また、対象要件審査申請の手続き上、実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が確認可能な契約書の写しや作業実施証明書の提出等を行うことが必要となります。

Q 3 さとうきびを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？

基幹作業を受託する者が認定農業者であれば、その認定農業者が生産している品目にかかわらず、交付金の交付対象者となります。

Q 4 作業受委託の報酬は労働や物品等の金銭以外のものでもよいですか？

作業受委託の契約等は、委託者と受託者の間の取決めであり、報酬を労働や物品等の金銭以外のものでも支払っても構いません。ただし、作業の種類や面積、報酬等の作業受委託に係る内容は、書面で明確にしておく必要があります。

Q 5 さとうきびの刈倒しのみを委託した場合や、さとうきびをほ場から搬出する作業のみを委託した場合でも、収穫作業を委託したことになりますか？

さとうきびの収穫作業とは、刈倒し、脱葉、ほ場からの搬出までの一連の作業

をいい、これらすべての作業を委託することが原則です。

しかしながら、ほ場の状況から、一連の作業を一貫して行えるハーベスタが使用できず、手刈り収穫を行わざるを得ない場合があります。このような場合は、担い手が一連の手刈り作業すべてを受託するのは労力の面から困難なことから、担い手への委託が期待できる刈倒し又はほ場からの搬出のいずれか一方を委託すれば、収穫作業を委託したこととします。

なお、ほ場からの搬出とは、ほ場内のさとうきびを、製糖工場への運搬トラックが集荷しに来るほ場協等の集荷場所まで移動させる作業のことを指します。

Q 6 集中脱葉施設の利用者は、収穫作業を委託したことになりますか？

集中脱葉施設における脱葉作業は、ほ場外の製糖工場等に設置された集中脱葉施設において、ほ場から搬出された後に実施される作業なので、収穫作業には該当しません。

Q 7 株出管理とは、具体的にどのような作業を指しますか？

株出管理については、株揃え、根切排土、施肥、除草剤散布の一連の作業が基本となり、4工程が同時にできる株出管理機による作業が最も効果的ですが、現在はまだ株出管理機の普及率が低いこと、また、ほ場の状態によっては、株揃え又は根切排土のいずれか一方で栽培管理上差し支えない場合があることを踏まえ、当面は、株揃え又は根切排土のいずれか一方の作業でも構いません。したがって、株揃え機や耕耘機等を使った作業も株出管理作業として委託することが可能です。

Q 8 基幹作業の受託者が、オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により受託した基幹作業を行えず、当該受託者に基幹作業を委託した者が、基幹作業を委託する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等の委託者の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めるときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、受託者の証明書等当該事情が委託者の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

Q 9 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、一定の収穫面積を有する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等の生産者の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めたときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や市町村、農業共済組合、JA等が発行した被災証明書等当該事情が生産者の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

Q10 農業高校や試験場、PTAは、交付金の交付対象者になれるか？

さとうきびの品目別経営安定対策は、効率的かつ安定的に生産する体制の確立を図るため、安定的なさとうきび生産を担う者に対して交付金を交付するものです。

このため、学校、試験場、親睦団体たるPTA等の農業経営を目的としない団体は、交付金の交付対象にはなりません。